

## 令和2年度長崎地方最低賃金審議会の運営について（案）

令和2年7月3日  
長崎地方最低賃金審議会

令和2年度長崎地方最低賃金審議会の運営について、下記のとおり申し合わせる。

### 記

#### 1. 審議の進め方について

最低賃金の改正等については、最低賃金の趣旨に鑑み、可能な限り早期に結論が得られるよう審議の促進に努める。

#### 2. 地域別最低賃金の審議について

- (1) 地域別最低賃金の改正審議に当たっては、関係労使の意見を十分把握することに努める。
- (2) 地域別最低賃金の改正については、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえた調査審議を行い、専門部会において全会一致の結論が得られるよう努力する。

#### 3. 特定（産業別）最低賃金の審議について

- (1) 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無については、関係労使の意見を十分把握した上で審議を行い、本審議会において全会一致の決議に至るよう努める。  
なお、特定（産業別）最低賃金の改正申出が公正競争に係る事案については、「賃金格差疎明資料」を改正申出書に添付させること。
- (2) 特定（産業別）最低賃金の改正については、当県における産業ごとの賃金実態及び中小企業労使の意見が反映されること等を十分に踏まえて調査審議を行い、専門部会において全会一致の結論が得られるよう努力する。  
なお、特定（産業別）最低賃金に係る各専門部会の初回審議については、合同で行うこととする。